

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に異なると説明
令和2年10月20日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2.事務の概要	国民健康保険法に基づき国民健康保険の資格の異動、医療等にかかる保険給付、国民健康保険料の賦課及び収納業務を行っている。	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の資格の異動、医療等にかかる保険給付、国民健康保険料の賦課及び収納業務を行っている。	事後	変更漏れによる事後修正
令和2年10月20日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 3.システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム及び滞納管理システム並びに宛名管理システム及び中間サーバー	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、国保総合(国保契約)システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	変更漏れによる事後修正
令和2年10月20日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の30の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	<p><国民健康保険関係事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	事後	変更漏れによる事後修正
令和2年10月20日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2.法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三項(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四項(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93及び106の項) ・46の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・42、43、44及び45の項 	<p><国民健康保険関係事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第2の以下の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の規定であって、番号法別表2の以下の項に対応するもの (別表第二における情報提供の根拠) ・第三項(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四項(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93及び106の項) ・46の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・42、43、44及び45の項 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	事後	変更漏れによる事後修正
令和2年9月9日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2.法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2の以下の項	番号法第19条第8号及び別表第2の以下の項	事前	—
令和2年10月10日	1.関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2.事務の概要	<p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している</p> <p>①国民健康保険にかかる被保険者の資格管理(資格補填・異動・被保険者証、高齢受給者証、医療報酬認定、特定疾病療養受給証等の交付)</p> <p>②国民健康保険の保険給付</p> <p>③国民健康保険料の賦課(保険料の決定)</p> <p>④医療費負担、高額療養費の限度額等</p> <p>⑤保険料にかかる滞納整理</p> <p>⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(オンライン資格確認の準備業務)</p>	<p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している</p> <p>①国民健康保険にかかる被保険者の資格管理(資格補填・異動・被保険者証、高齢受給者証、医療報酬認定、特定疾病療養受給証等の交付)</p> <p>②国民健康保険の保険給付</p> <p>③国民健康保険料の賦課(保険料の決定)</p> <p>④医療費負担、高額療養費の限度額等</p> <p>⑤保険料にかかる滞納整理</p> <p>⑥オンライン資格確認等事務</p>	事後	オンライン資格確認等システムの稼働開始に伴う修正
令和2年10月10日	1.関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p><国民健康保険関係事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表の44の項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	事後	番号法の改正(令和5年法律第48号、令和8年5月27日施行)に伴う修正
令和2年10月10日	1.関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2.法令上の根拠	<p><国民健康保険関係事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第2の以下の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の規定であって、番号法別表2の以下の項に対応するもの (別表第二における情報提供の根拠) ・第三項(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四項(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131及び141の項) ・46の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・42、43、44及び45の項 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく(主務省令第2条の表第三項(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四項(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131及び141の項) ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく(主務省令第2条の表69、70及び71の項) 	事後	番号法の改正(令和5年法律第48号、令和8年5月27日施行)に伴う修正
令和2年10月10日	1.関連情報 5.野田実機関における担当部署 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	国民年金課	保険年金課	事後	市機構改革に伴う修正
令和2年10月10日	1.関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	法制度	総務法制係	事後	市機構改革に伴う修正
令和2年10月10日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	様式の変更に伴う新設	十分である	事前	—
令和2年10月10日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	様式の変更に伴う新設	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録申請に係る機能的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底し、その上で照会を行い「記載されたマイナンバーの真正性を確認を行う。任意かつ照会を行う際には情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して事業者が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 	事前	—
令和2年10月10日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	様式の変更に伴う新設	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事前	—
令和2年10月10日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	様式の変更に伴う新設	十分である	事前	—
令和2年10月10日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	様式の変更に伴う新設	<p>対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事前に必要のない情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入する様式とし、記入時にその旨説明をしている。また、国民健康保険システム等への入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業員と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>	事前	—